

第 50 号（第55条関係）（平27内府令 6 ・ 全改、令元内府令12 ・ 令 2 内府令85 ・ 一部改正）

第	号	教 習 資 格 認 定 証	
写 真 押し出し スタンプ		本籍	
		住所	
		氏名	
		年 月 日生	
上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第1項に定める射撃教習を受ける資格があることを認定する。			
射 撃 教 習 に 係 る 銃 種			
有 効 期 間		年 月 日まで	
交付 年 月 日 公安委員会 印			

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。